

## 議案第 4 4 号

清水町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町手数料徴収条例の一部を改正する条例

清水町手数料徴収条例（平成 12 年清水町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づく通知カードの再交付」の項を削り、同表中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「（平成 25 年法律第 27 号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。